

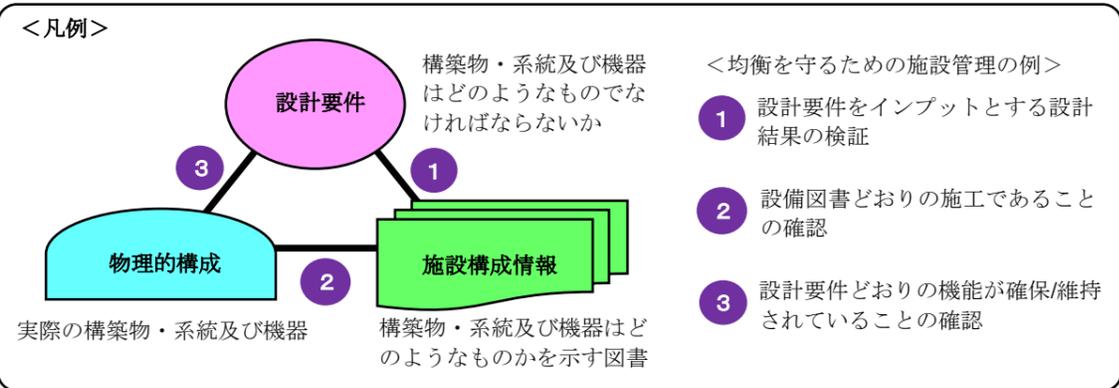
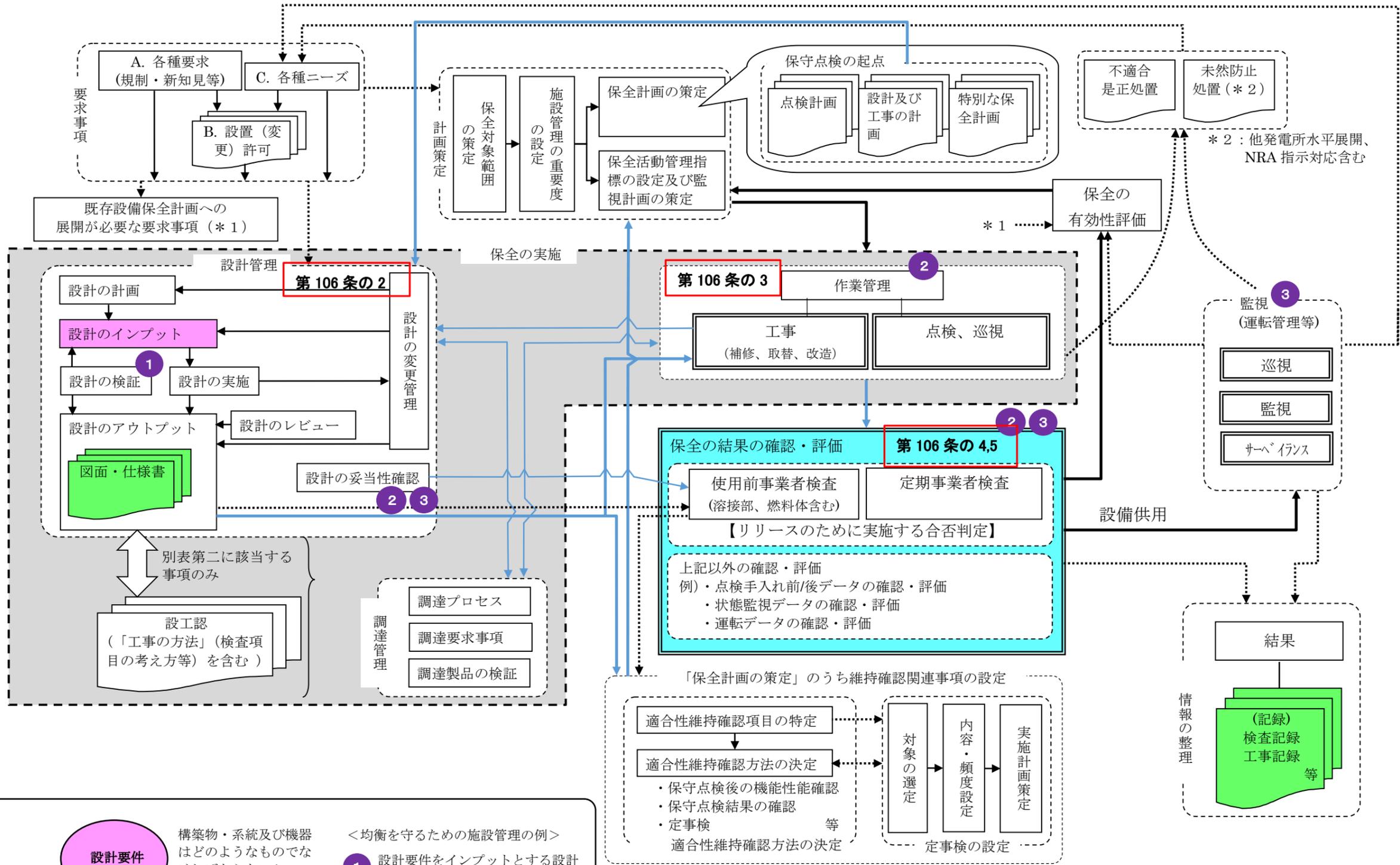
資料番号	H-200323-1
改訂	R0

浜岡原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料

施設管理について

令和2年3月23日
中部電力株式会社

【保守管理をベースとした施設管理の全体イメージ】



第9章 施設管理 主な保安規定変更概要

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその他の附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の制改正等での要求事項に基づく規定に変更する。

<主な追加要求事項>

- ・保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査等の「施設管理」として以下の項目を反映
 - ・設計および工事に係る重要度
 - ・使用前点検
 - ・構成管理
 - ・巡視点検
 - ・使用前事業者検査、定期事業者検査

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p style="text-align: center;">第9章 <u>施設管理</u></p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第106条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p><u>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、<u>11.</u>の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>6. 3参照</u>）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、<u>第106条の6</u>に定める<u>長期施設管理方針</u>を策定又は変更した場合には、<u>長期施設管理方針</u>に従い保全を実施することを<u>施設管理</u>の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、<u>11.</u>の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>6. 3参照</u>）を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 <u>施設管理</u></p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第61条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p><u>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、<u>10.</u>の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>5. 3参照</u>）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、<u>10.</u>の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>5. 3参照</u>）を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p><u>2.</u> 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、<u>1.</u> の施設管理目標を達成するため、<u>3.</u> の保全対象範囲の策定から<u>10.</u> の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、<u>11.</u> の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（<u>6. 3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>3.</u> 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 「重要度分類指針」において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 「重要度分類指針」において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u></p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p><u>4.</u> 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、<u>3.</u> の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる<u>重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u></p>	<p><u>2.</u> 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、<u>1.</u> の施設管理目標を達成するため、<u>3.</u> の保全対象範囲の策定から<u>9.</u> の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、<u>10.</u> の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（<u>5. 3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>3.</u> 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) <u>廃止措置計画で定める性能を維持すべき設備</u></p> <p>(2) その他自ら定める設備</p> <p><u>4.</u> 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、<u>3.</u> の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる<u>重要度（以下「保全重要度」という。）を設定する。</u></p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「重要度分類指針」の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) <u>設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「重要度分類指針」の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p>(5) <u>次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p>	<p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため「重要度分類指針」の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮し、設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) <u>次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p>
<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p>	
<p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</u></p>	
<p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p>	
<p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p>	
<p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動・<u>手動</u>スクラム回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p>	

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、<u>4.</u>（1）の<u>施設管理の重要度</u>の高い系統のうち、「重要度分類指針」クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 予防可能故障（MPFF）回数 ② 非待機（UA）時間^{*1} <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、「重要度分類指針」の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ② 非待機（UA）時間^{*1}の目標値は、点検実績及び第4章第3節（運転上の制限）第19条から第70条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。 <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p>	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※1：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p><u>6.</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>3.</u> の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検計画（<u>6. 1</u> 参照） b. 設計及び工事の計画（<u>6. 2</u> 参照） c. 特別な保全計画（<u>6. 3</u> 参照） <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4.</u> の<u>施設管理の重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>10.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><u>6. 1</u> 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらか</p>	<p><u>5.</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>3.</u> の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検計画（<u>5. 1</u> 参照） b. 設計及び工事の計画（<u>5. 2</u> 参照） c. 特別な保全計画（<u>5. 3</u> 参照） <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4.</u> の<u>施設管理の重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>9.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 <p>(3) 組織は、保全の実施段階において、廃止措置に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><u>5. 1</u> 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>じめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p>	<p>方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、系統及び機器の運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及</p>	<p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>び修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※2}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第106条の4による使用前事業者検査及び第106条の5による定期事業者検査をいう。以下、本条において同じ。</u></p> <p><u>6. 2 設計及び工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次</u></p>	<p>復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※1}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※1：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第61条の4による使用前事業者検査及び第61条の5による定期事業者検査をいう。以下、本条において同じ。</u></p> <p><u>5. 2 設計及び工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※2}のうち第62条に定める廃止措置対象施設の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項</u></p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>の事項を定める。</p> <p>a. <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等の項目</u>，評価方法及び管理基準</p> <p>c. <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（<u>設計及び工事の計画の認可</u>），第43条の3の10（<u>設計及び工事の計画の届出</u>）及び第43条の3の11第3項（<u>使用前事業者検査の確認申請</u>）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p><u>6. 3 特別な保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は，地震，事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法及び管理基準</p>	<p>を定める。</p> <p>a. <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等の項目</u>，評価方法及び管理基準</p> <p>c. <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p>※2：安全上重要な機器等とは，「安全上重要な機器等を定める告示（平成15年経済産業省告示327号）」に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは，原子炉等規制法43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（<u>設計及び工事の計画の認可</u>），第43条の3の10（<u>設計及び工事の計画の届出</u>）及び第43条の3の11第3項（<u>使用前事業者検査の確認申請</u>）並びに第43条の3の34（<u>発電用原子炉の廃止に伴う措置</u>）に係る手続きをいう。</p> <p><u>5. 3 特別な保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は，地震，事故等により計画外の保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法及び管理基準</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>c. 点検の実施時期</p> <p><u>7. 保全の実施</u></p> <p>(1) 組織は、<u>6.</u> で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第106条の2による設計管理及び第106条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果</u>について記録する。</p> <p><u>8. 保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全の結果</u>から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全が実施されていることを</u>、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p><u>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p>	<p>c. 点検の実施時期</p> <p><u>6. 保全の実施</u></p> <p>(1) 組織は、<u>5.</u> で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第61条の2による設計管理及び第61条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果</u>について記録する。</p> <p><u>7. 保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全の結果</u>から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全が実施されていることを</u>、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p><u>8. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で是正処置を講じる。</u></p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>a. <u>保全</u>を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</u></p> <p><u>10. 保全の有効性評価</u></p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、<u>6. 1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要</p>	<p>a. <u>保全</u>を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</u></p> <p><u>9. 保全の有効性評価</u></p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 b. トラブルなど運転経験 c. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ d. リスク情報、科学的知見 <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、<u>5. 1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>1 1. 施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は、<u>1 0.</u>の保全の有効性評価の結果及び<u>1.</u>の<u>施設管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><u>1 2. 構成管理</u></p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第106条の2の設計に対する要求事項をいう。）</u> b. <u>施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</u> c. <u>物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u> 	<p>踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>1 0. 施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は、<u>9.</u>の保全の有効性評価の結果及び<u>1.</u>の<u>施設管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><u>1 1. 構成管理</u></p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第61条の2の設計に対する要求事項をいう。）</u> b. <u>施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</u> c. <u>物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>1 3. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p><u>(設計管理)</u></p> <p><u>第106条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</u></p> <p><u>2 組織は、前項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u></p> <p><u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p><u>(2) 「技術基準規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>(4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>3 本条における設計には、第106条の3に定める作業管理及び第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p> <p><u>(作業管理)</u></p> <p><u>第106条の3 組織は、第106条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p><u>2 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損</u></p>	<p>1 2. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p><u>(設計管理)</u></p> <p><u>第61条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</u></p> <p><u>2 組織は、前項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u></p> <p><u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p><u>(2) 「技術基準規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>(4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>3 本条における設計には、第61条の3に定める作業管理及び第61条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p> <p><u>(作業管理)</u></p> <p><u>第61条の3 組織は、第61条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p><u>2 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及</u></p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p><u>傷及び劣化の防止</u></p> <p><u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u></p> <p><u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u></p> <p><u>(4) 作業工程の管理</u></p> <p><u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u></p> <p><u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u></p> <p><u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u></p> <p><u>3 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 所長又は各部長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書*¹を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断する</u></p>	<p><u>び劣化の防止</u></p> <p><u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u></p> <p><u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u></p> <p><u>(4) 作業工程の管理</u></p> <p><u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u></p> <p><u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u></p> <p><u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u></p> <p><u>3 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第20条による巡視を定期的に行う。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第61条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 所長又は各部長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書*¹を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するた</u></p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p><u>ために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「技術基準規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p>	<p><u>めに必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「技術基準規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p><u>第106条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 所長又は各部長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者の中で、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p><u>第61条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 所長又は各部長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者の中で、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p><u>6 各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. a., b. による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期施設管理方針</u>)</p> <p><u>第106条の6 所長は、3号炉に関し、「重要度分類指針」におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{*1}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに<u>実施した以下の事項について</u>、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、<u>或いはその他経年劣化に関する技術的な評価</u>を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、<u>当該評価の見直し</u>を行い、その結果に基づき、<u>策定した長期施設管理方針</u>を変更する。</u></p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{*2}</p> <p><u>2 所長は、4号炉及び5号炉に関し、機器及び構造物について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)及び(2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>3 原子力部長は、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可</u></p>	<p><u>6 各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. a., b. による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p> <p>[規定なし]</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p><u>申請^{※3}をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)及び(2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>4 原子力部長は、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)及び(2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>5 3号炉の長期施設管理方針は、添付-4に示すものとする。</u></p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p><u>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針を策定する。</u></p> <p><u>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</u></p> <p><u>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</u></p>	